

## 令和 7 年国勢調査の実施に伴う御協力のお願について【協力依頼】

### 1 事業の趣旨

本年 10 月 1 日に全国一斉に令和 7 年国勢調査が実施されます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】国勢調査員として 4 月 18 日（金）までに適任者の推薦をお願いします。  
推薦依頼文は、資料 1 をご覧ください。

※今後、調査周知に係るポスター掲示依頼を行う予定です。

### 3 調査員の概要

調査区内の居住世帯（1 調査区あたり約 50 世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。

調査員の方には一人あたり原則 2 調査区（約 100 世帯程度）を担当していただきます。

《参考：報酬（前回実績額）》

- ・ 1 調査区（約 50 世帯）で 42,000 円程度
- ・ 2 調査区（約 100 世帯）で 78,000 円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

### 4 自治会・町内会別 調査区・調査員数について・・・別紙 1 のとおり

#### 参考：調査書類の配布方法について

令和 2 年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7 年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27 年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも 3 回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

番号	団体名	調査区数	調査員数
1	飯島町内会	46	29
2	富士見台自治会	7	4
3	飯島団地自治会	21	12
4	飯島ひかりが丘自治会	5	3
5	芙蓉台自治会	3	2
6	百合ヶ丘自治会	6	3
7	本郷台自治会	30	21
8	金井町内会	3	2
9	田谷町内会	14	7
10	長尾台町内会	16	9
11	コープ野村戸塚長沼自治会	1	1
12	長沼町内会 (※)	34	20
13	栄リハビリス自治会	2	1
14	みどり野ハイツ自治会	4	2
15	かいがら坂ハイツ自治会	2	1
16	ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会	3	2
17	エコヒルズ横浜自治会	6	3
18	ワンダースケープ自治会	11	6
19	大船パークタウン自治会	3	2
20	笠間上町町内会	2	2
21	笠間山王町内会	4	2
22	笠間町内会	6	3
23	笠間西南町内会	4	4
24	笠間田立町内会	22	12
25	笠間中央町内会	11	6
26	笠間通り町町内会	19	10
27	笠間福住町内会	7	4
28	笠間宮上町内会	4	2
29	笠間余曾根町内会	10	5
30	第2大船パークタウン自治会	6	3
31	第3大船パークタウン自治会	5	3
32	松ヶ丘町内会	4	2
33	ライブタウン大船自治会	3	2
34	ガーデンアソシエ自治会	31	18
35	市営小菅ヶ谷第二住宅自治会	2	1
36	春日町町内会	7	4
37	小菅ヶ谷五月会	2	1
38	小菅ヶ谷第一町内会	20	11
39	小菅ヶ谷町内会	36	19
40	小菅ヶ谷睦会町内会	2	1
41	市営小菅ヶ谷住宅自治会	5	3
42	市営本郷台住宅自治会	5	3
43	本郷台駅前市街地住宅自治会	16	8
44	本郷台中央自治会	6	3
45	大船富士見台自治会	2	2
46	東武本郷台自治会	8	4
47	小菅ヶ谷西谷戸町内会	24	12
48	小山台町内会(※)	10	5

番号	団体名	調査区数	調査員数
49	コープ野村湘南本郷台自治会	4	2
50	コープ野村本郷台自治会	3	2
51	フローラ桂台自治会	10	5
52	朝日平和台自治会	6	3
53	桂台団地自治会	5	3
54	公田町団地自治会	20	10
55	公田ハイツ自治会	6	3
56	椎郷台町内会	2	1
57	湘南ハイツ自治会	11	6
58	桂公田町会	56	29
59	桂台自治会	17	10
60	湘南桂台自治会	29	16
61	グリーンテラス本郷台自治会	3	2
62	鍛冶ヶ谷町内会	38	21
63	港南台プリンスハイツ自治会	9	6
64	本郷富士見ヶ丘自治会	6	3
65	元大橋町内会	25	13
66	若竹町内会	11	6
67	若竹山手町会	4	2
68	中野町内会	18	10
69	ラーバン港南台自治会	2	1
70	ローレルスクエア港南台自治会	0	0
71	犬山町会	22	11
72	尾月自治会	9	5
73	上之町内会	16	8
74	亀井町自治会	9	5
75	上郷西ヶ谷団地自治会	7	5
76	上郷西ヶ谷ハイツ自治会(※)	7	4
77	港南台コートハウス自治会	2	1
78	上郷町内会	30	16
79	庄戸一丁目町会	5	3
80	庄戸二丁目町会	4	2
81	長倉町自治会	5	3
82	上郷ネオポリス自治会	17	9
83	東上郷青葉ヶ丘自治会	5	3
84	上郷台共同住宅自治会	4	2
85	みどりが丘自治会	9	5
86	庄戸三丁目町会	7	4
87	庄戸四丁目町会	4	2
88	庄戸五丁目町会(※)	6	3
自治会・町内会 計		953	530

豊田連合町内会自治会	180	108
笠間連合町内会自治会	141	80
小菅ヶ谷連合町内会自治会	135	72
本郷中央連合町内会自治会	172	92
本郷第三連合町内会	113	62
上郷西連合町会	65	35
上郷東連合町会	90	49
連合未加入(※)	57	32
連合町内会・連合未加入 計	953	530

# (例)

資料1

栄 総 第 1896 号

令和 7 年 2 月 20 日

〇〇自治会・町内会 会長 様

栄区長 松永 朋美

## 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

### 1 御推薦いただきたい調査員数等

- ・ 調査区数 \_\_\_\_\_ 調査区分（調査区域は別添の地図を御覧ください）
  - ・ 調査員数 \_\_\_\_\_ 人（うち 2 調査区分を御担当いただく調査員数 \_\_\_\_\_ 人）
- ※調査員の方には原則 2 調査区分を御担当いただくようお願いいたします。

### 2 提出書類

別添の「調査員就任のお願い」を御利用いただき、「調査員就任承諾書」（写真添付済のもの）と「調査員推薦名簿」を 4 月 18 日（金） までに御提出ください。

### 3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- ア 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20 歳以上の方（令和 7 年 9 月 1 日）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

### 4 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1 調査区（約 50 世帯）で 42,000 円程度
- ・ 2 調査区（約 100 世帯）で 78,000 円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

## 5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

### 参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

## 6 その他

### (1) 調査員の担当区域について

- 調査員の担当区域は、地図の赤線で囲まれた区域です。1調査区ごとに赤線で区切られています。

また、調査区内に記載されている番号が調査区番号となり、調査員推薦名簿の番号と同一のものになります。自治会・町内会の区域でも、×がされている調査区は、御推薦いただく必要がない区域です。

- 推薦名簿に } の印がある調査区は、お一人で2調査区を担当していただく調査区です。

(原則はお一人で2調査区を担当していただくよう割り振りをしています。)

### (2) 調査区の区域について

調査区域については、国の定めたルールに基づいて設定しております。

したがって、調査区の境界と、自治会・町内会の境界は必ずしも一致しておりません。

一部の地域におきましては、担当していただく調査区が、他の自治会・町内会の範囲にまたがる場合がございますので、あらかじめ御了承をお願いします。

#### 《送付資料一覧》

- ① 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い (この紙)
- ② 調査員推薦名簿
- ③ 調査区地図
- ④ リーフレット
- ⑤ 区役所返送用封筒
- ⑥ 調査員就任のお願い
- ⑦ 就任承諾書
- ⑧ 封筒

自治会・町内会長様用

調査員用

推薦依頼調査員数 + 2部

## 【参考1】令和7年国勢調査について

### 1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査です。

### 2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時

### 3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）について行われます。

### 5 調査員の主な仕事

日程	内容
9月上旬～9月中旬	区役所で開催する調査員説明会への出席
説明会出席後～19日	調査区域の世帯の居住状況確認
9月20日～30日	インターネット回答用ID及び調査票の配布
10月1日～3日	『回答確認リーフレット』の配布
10月1日～8日	調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ
10月中旬～下旬	調査書類の整理・提出、未提出世帯への督促状の配布

### 6 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。任命期間は9月1日から10月31日までの2か月間となる予定です。

### 7 調査員報酬

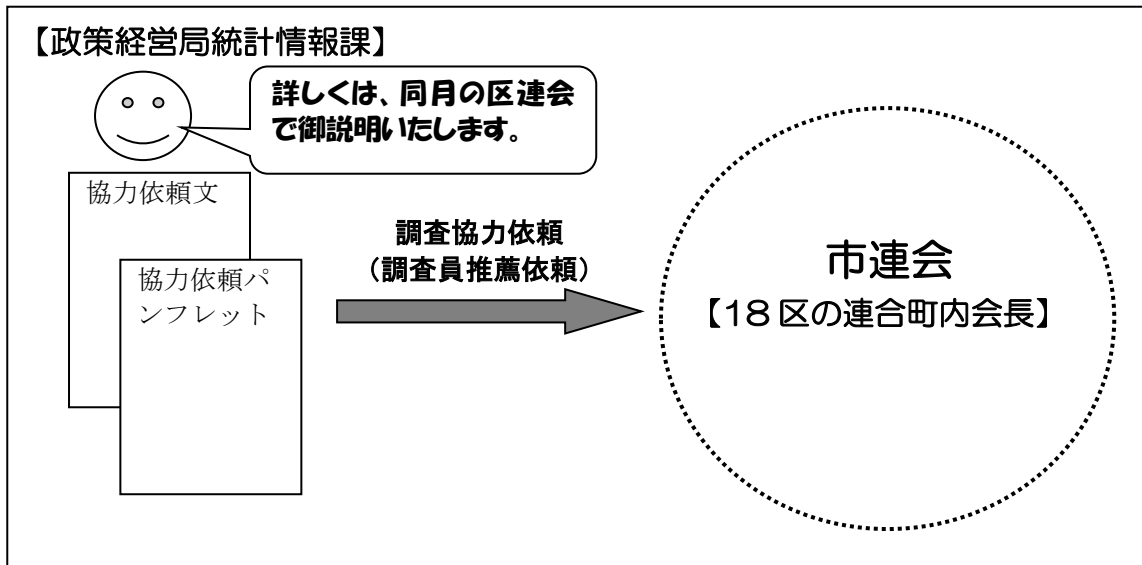
- ・ 1調査区（約50世帯）で42,000円程度
- ・ 2調査区（約100世帯）で78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

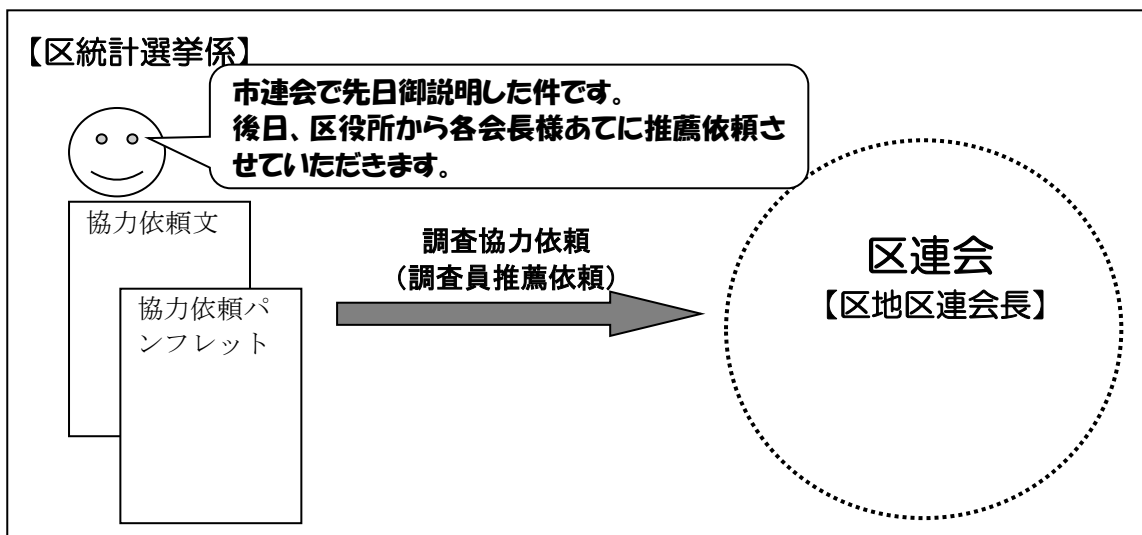
担当 栄区役所総務課統計選挙係 岸・澁谷  
電話 894-8315

## 【参考2】自治会・町内会への国勢調査員推薦依頼の流れ

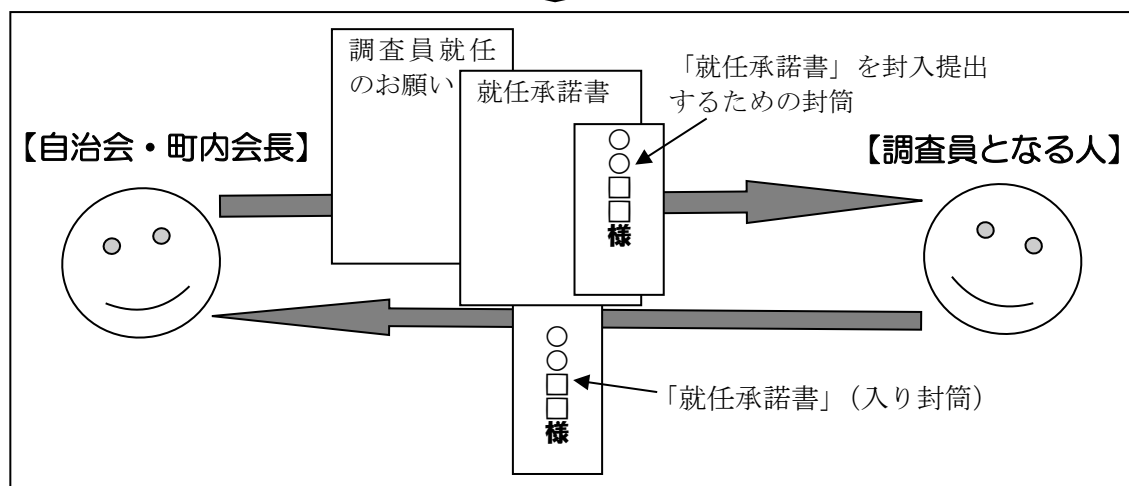
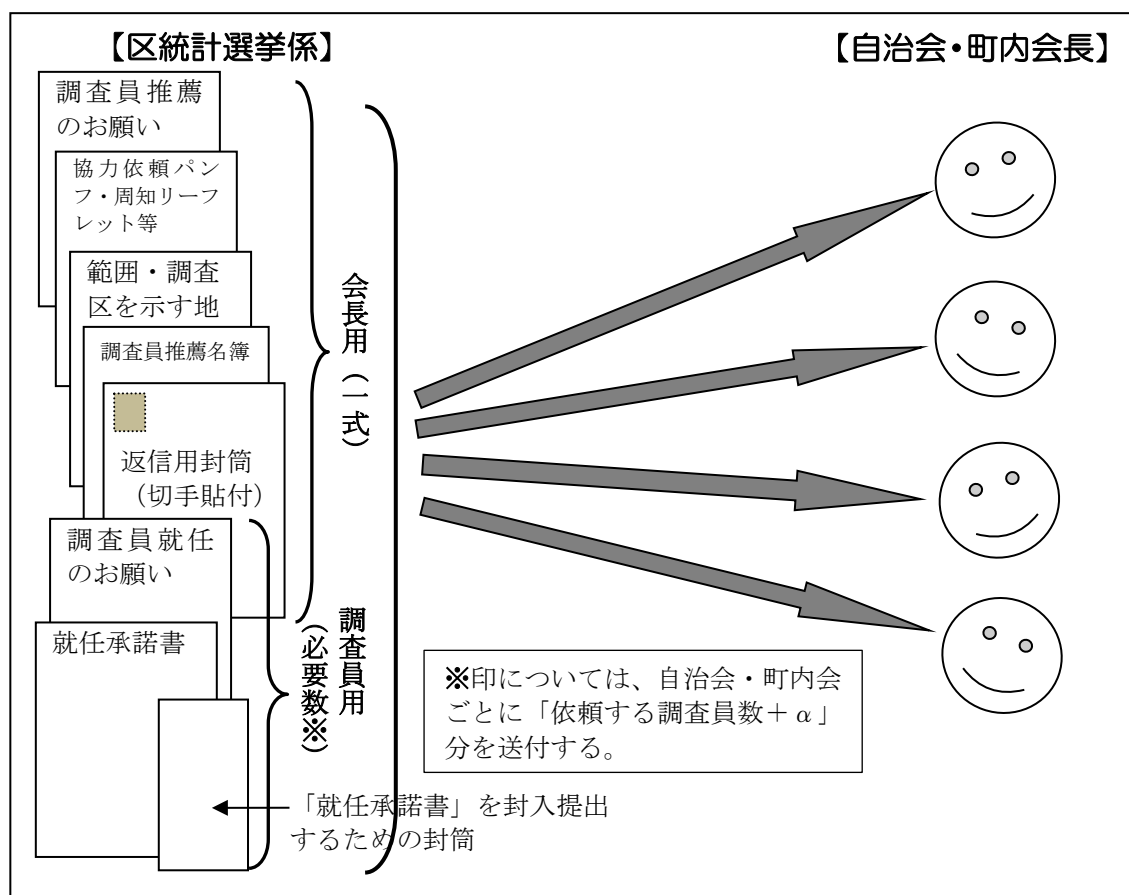
2月市連会（令和7年2月12日）



2月区連会（2月20日）



## 2月区連会后



4月18日(金)まで

### 【自治会・町内会長】

調査員となる人から「就任承諾書」(入り封筒)を受領後に「調査員推薦名簿」を作成し、「就任承諾書」(入り封筒)と「調査員推薦名簿」を返信用封筒に入れて区役所に郵送する。

# 令和7年国勢調査員推薦名簿

自治会・町内会名 (79) 庄戸一丁目町会

1枚のうち1枚目

調査区番号	調査員氏名	備考
952		
953	}	} 2調査区で、お一人の推薦 をお願いします。
954		
960	}	} 2調査区で、お一人の推薦 をお願いします。
961		

※1調査区につき約50 世帯になります。

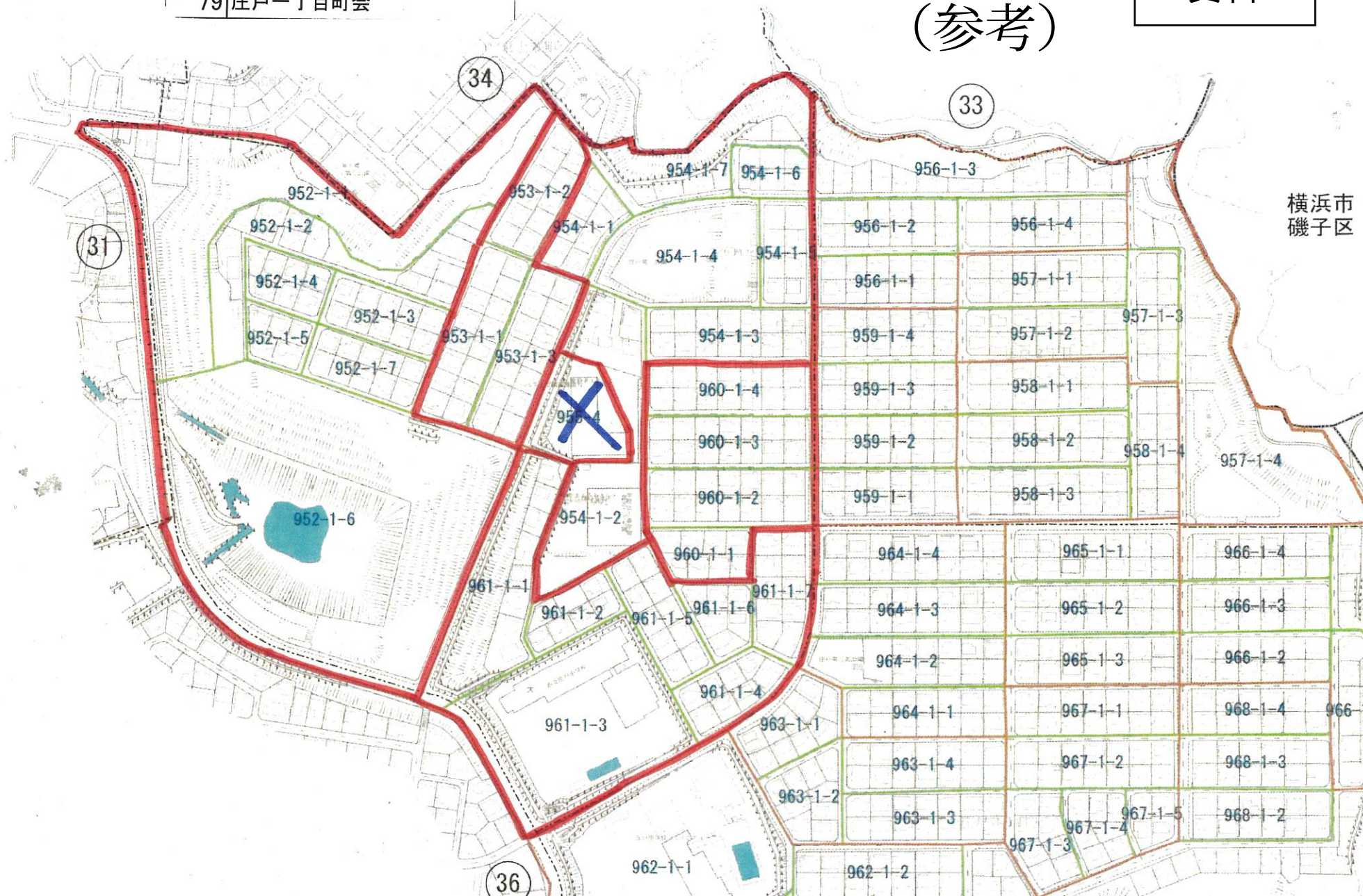


<< 調査区地図 >>

資料3

79 庄戸一丁目町会

(参考)





# さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

## 国勢調査 2025



地域の未来の  
ために！



暮らしを  
より良く変える力に！



地域の人と  
話す機会に！



自分のペースで  
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の  
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



# 国勢調査とは？

## どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



## 調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
  - ・防災対策・災害対策
  - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



## 調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

### 国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収  
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

## 過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。  
30代 男性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。  
20代 女性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。  
70代 男性

色々な人と知り合うことができました。  
60代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。  
50代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。  
40代 女性



## さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



## 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

### 《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| ① 9月上旬～9月中旬       | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金)   | 調査区域の世帯の居住状況確認            |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布      |
| ④ 10月1日(水)～3日(金)  | 『回答確認リーフレット』の配布           |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水)  | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ    |
| ⑥ 10月中旬～下旬        | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促  |
- ※区役所から指定された日

### 《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

### 《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 栄区役所総務課統計選挙係 電話894-8315

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

## 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市 区		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
連絡先 ※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。	電話（自宅）	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 ( 回) ・ 無		

- 写真は6か月以内に撮影した
- ・無帽
  - ・正面向き
  - ・胸部以上のもので
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかわる業務以外の目的には使用しません

## ＜国勢調査に関する調査員事務説明会について＞

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

## ＜横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ＞

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

## ＜調査員の就任要件＞

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、
- ②原則20歳以上の方（令和7年9月1日時点）、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、
- ④選挙・警察に直接関係のない方、
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方